

第I部 中国の経済と改革

第1章 国内経済

第2節 景気減速下の産業政策と企業・労働対策

1. 工業の動向

09年2月に発表された国家統計局の国民経済社会発展統計公報によれば、工業全体の付加価値生産は前年比9.5%増、規模以上（売り上げ500万元以上）の工業企業の付加価値生産は前年比12.9%増、また、規模以上の工業企業の1～11月の利益の伸びは以下のとおりという。しかし、同じ国家統計局の発表するデータである所有形態別付加価値生産伸び率と比較すると、明らかに集団所有制企業・私営企業の利益伸び率が異常に高すぎる、桁を間違えたのかもしれない。国有企業の利益の落ち込みが最も厳しいが、財政部の数字（図表2 国有金融企業を含まず）でみると、利益の悪化は地方国有企業で厳しい。

図表1 1-11月規模以上工業企業の利益・付加価値生産

単位：前年同期伸び率%

	1-11月の利益	同付加価値生産
規模以上工業企業	4.9	13.7
国有・国有持株企業	-14.5	10.3
集団所有制企業	29.5	8.7
株式制企業	11.4	15.7
私営企業	36.6	20.8
外商及び香港・マカオ・台湾	-3.1	10.9

(出所) 08年国民経済社会発展統計公報、国家統計局月次データ

図表2 08年国有・国有持株会社の経営状況

	金額 億元	対前年比%
営業収入	210,502.3	17.8
利益	11,843.5	-25.2
中央企業	1,877.5	3.2
地方企業	3,581.7	-16.9

(出所) 財政部財政情報

発電・航空企業が大幅赤字を計上しており、比較的高い利益を上げているのは石炭生産企業のみである。

(1) 業種別・地域別付加価値生産動向

業種別の付加価値生産の伸びを 08 年国民統計年鑑と比較したものが図表 3 である。付加価値生産の伸びは、一部の例外を除き 07 年の半分以下の伸びにとどまっており、なかには化学繊維製造のように 07 年の 34.0%の伸びが、僅かに 2.2%にとどまったものもある。化学繊維の付加価値生産の対前年伸び率は、5 月から大きく低下し、8 月には前年割れとなり、報道によれば過半が生産を中止したという。中国工業の中で最大の付加価値生産を誇る鉄鋼業の場合は、景況の全体的悪化とコークスの高騰などで 8 月に前年比一桁台の伸びに転落、10 月以降、前年比 5.6%減、6.3%減、12 月が 0.1%増と推移している。付加価値生産第 3 位の通信設備・計算機・その他電子設備製造は通年では前年を上回る伸びであるが、8 月以降に輸出が伸び悩み、11 月からは前年割れとなった。

図表 3 工業部門業種別付加価値生産伸び率

単位：前年比・前年同月比%

	2007 年	2008 年	同年 12 月
全工業部門	28.5	12.9	5.7
鉄 鋼 (圧延を含む)	28.6	8.2	0.1
電 力	27.7	8.6	0.8
通信設備・計算機など	11.2	12.0	-2.4
化学原料・同製品	36.0	10.0	5.6
交通運輸設備	41.4	15.2	2.8
石油・天然ガス	7.8	6.1	10.7
電気機械及び器材	31.1	18.1	12.8
一般設備製造	34.4	16.9	4.1
紡 績	24.0	10.5	5.5
非金属鉱物製品	32.6	16.9	9.0

(出所) 中国統計年鑑 2008、国家統計局月次データ

(注) 業種は 2007 年の付加価値生産上位 10 位まで

地域別にみると、動乱のあったチベットが 4 月にマイナスを記録、その後も低迷を続けた。これに比べ四川省は地震がおきた 5 月には前年同月比 3.6%増にとどまったものの、翌月には前年同月比 16.0%増と速い回復となっている。07 年に比べ大きく低下したのは北京市で、これはオリンピックの影響が大きかったようだ。北京からの工場の移転などに加え、輸出不振、国有企業の不振といったことから 8 月より前年同月比でマイナスを続け

ている。沿海工業地帯の中小輸出企業の倒産の増加が多数報道されたが、広東省の落ち込みの割合は他省に比べ必ずしも大きなものではない。これは07年から人民元の上昇・労働コストの上昇・原材料価格の上昇などから企業淘汰が徐々に進んでいたことによるとみられる。上海の落ち込みが下期に大きくなったが、これは鉄鋼業・自動車産業の低迷の影響によるものだろう。なお、内陸部の河南省の落ち込みが以外と大きい。食品工業が中国一位で、非鉄金属加工、建材生産など工業化を進めていたにもかかわらず、落ち込みが大きいのは不動産業の不振の影響や食品の価格統制などの影響があるのかもしれない。

図表 4 工業部門省別付加価値生産伸び率

単位：前年比・前年同月比%

	2007年	2008年	同年12月
山東省	28.6	13.8	7.0
広東省	19.7	12.8	11.3
江蘇省	25.4	14.2	9.2
浙江省	26.3	10.1	1.1
河南省	60.0	19.8	5.3
上海市	13.7	8.3	-11.8
遼寧省	30.2	17.5	9.0
河北省	24.3	13.5	9.2
四川省	44.2	17.9	11.3
福建省	26.4	16.7	8.1

(出所) 中国統計年鑑 2008、国家統計局月次データ

(注) 2007年の付加価値生産額上位10位までの省

(2) まず手をつけたのは貿易関連税制

中国政府が景気低下傾向の中で最初にとった対策は貿易関連税制の変更による輸出促進であった。しかし、これも08年7月からである。6月以前に導入された税制改正は、国内の技術開発促進のためやインフレ対策によるもので、例えば以下の通りである。

- ・国内企業が輸入した大型精密設備・高速デジタル制御設備及びその重要部品の輸入関税・増値税は徴収するが、その後、製品輸出時に還付（08年1月実施）
- ・大型石油化学設備・超高压送変電設備の輸入関税・増値税の還付（08年1月実施）
- ・中国8社の輸入ガソリン・天然ガスの増値税の徴収後返還（08年4月～6月まで）
- ・化学肥料の輸出税を倍に引き上げ（08年4月～9月末まで）
- ・食品・植物油・飼料などの輸入関税引き下げ（08年6月～12月末まで）

- ・ 燐産品の輸出関税に特別税付加（08年5月20日～12月末まで）
- ・ 20種の植物油36品目の輸出時増値税還付取り消し、ヤシ油の輸入関税引き下げ（08年6月13日から、ここ半年で植物油価格が30%に上昇したため）

しかし、7月に温家宝総理、李克強副総理といった指導者の視察の後、状況は一変する。7月以降の動きは以下の通り。

7月 輸出時の紡績・服装品の増値税還付率を11%から13%に変更（8月1日より、06年9月に13%から11%に輸出抑制のため引き下げていたもの）

8月 コークスの輸出関税を5%から10%に引き上げ（8月20日より、これは石炭価格を統制していたものの、コークスは統制せず国内価格が上昇したため）

10月 輸出時の増値税還付率引き上げ、紡績関係13%から14%、プラスチック製品5%から9%へなど全3,486品目（全輸出の25.8%）で11月1日実施

11月 輸出関税・特別輸出関税引き下げ（12月1日実施）

取り消し 熱延・冷延鋼板、大型形鋼、合金鋼材、トウモロコシなど102品目

引き下げ 一部の化学肥料・その原料、一部のアルミ材、小麦、米など54品目

引き上げ 燐灰石など5品目

新設 滑石など15品目

輸出時の増値税還付率の引き上げ（12月1日実施）

水産品を5%から13%へ、オートバイを11%から13%へ、家電製品を13%から14%へ、など全3,770品目、これで大部分の商品の還付率は13%になった

その後も増値税の還付率の引き上げは続いており、オートバイ・ミシンは14%、紡績関係15%、そして、高技術製品である工業用ロボット17%、航空慣性誘導機器17%などは増値税を全て還付することになった。なお、「両高一資」（高エネルギー消費、高汚染、資源型を中国ではこのように言う）製品の輸出を増加させるような政策は、国内生産を奨励し、エネルギー消費・汚染を拡大、資源を浪費する可能性があるため採用されておらず、反対に輸出関税の引き上げが行われている。

(3) 相次いで出された主要産業の振興策

中国政府は08年11月に4兆元の景気対策を公表、まず、08年第4四半期に1,000億元を投入することを決めた。しかし、その後の状況から09年3月に、4兆元の投資内訳を当初計画から変更したことを発表した。変更は図表5のごとくである。

鉄道・道路・空港・水利など大規模インフラ開発に最も多くの資金が投入されることに変更は無いが、この分野は3,000億元減額され、一方、医療衛生・教育・文化など社会事業対策は当初計画の3.8倍、自主创新・産業構造調整は当初計画の2.3倍、低所得者向け住宅対策は1.4倍となった。これは景気低迷の中で、民政対策が極めて重要になり（住宅政策及び医療衛生分野などは第6節3項を参照）、また、これを期に技術開発・産業調整を一挙に進めることを考えたことによるとみられる。一方、省エネ・汚染排出削減など環

図表5 景気対策の分野別配分の変化

単位：億元

	08年11月 発表時の計画	第4四半期の 投入計画	09年3月時点 変更計画
低所得者向け住宅対策	2,800	100	4,000
農村インフラ・農村民政対策	3,700	340	3,700
鉄道など大規模インフラ開発	18,000	250	15,000
医療衛生・教育など社会事業	400	130	1,500
省エネ汚染排出削減など環境対策	3,500	120	2,100
自主创新・産業構造調整	1,600	60	3,700
地震復興	10,000	(200)	10,000
合 計	40,000	1,000	40,000

(注) 地震復興のカッコ内は復興基金よりの支出で合計に含まれない。

境分野については責任制を強化したため効果が出ていると考えているのかもしれない（環境については第6節2項を参照）。なお、地震の復興1兆元は、08年9月の復興計画における資金需要枠をそのまま景気対策に繰り入れたものである（地震については第3節5項の地震の被害と復興を参照）。

08年11月26日の国务院常务会议は中国にとって重要な9つの産業について振興策を出すことを決定した。9つの産業とは鉄鋼・自動車・石油化学・紡績・軽工業（中国では製紙・家電・プラスチック製品などはここに含まれる）・非鉄金属・設備製造・電子情報で、この9業種で中国のGDPの3分の1を占め、税収1.7兆元（国税収入の37.4%）、都市就業人員3,615.6万人（農民工を含まない都市従業員の約30%）に達するという（21世紀網08年12月16日）。09年1月から各産業の調整振興規画が相次いで国务院常务会议を通過している。そこで、いくつかの産業調整振興策について見てみよう。

自動車産業（09年1月14日通過）

- ・消費拡大策として1,600cc以下の乗用車の購入税を10%から5%に引き下げ（09年1月20日～12月31日まで）、農民の3輪貨車の買換えのために国が50億元を支出する（09年3月1日～12月31日まで）
- ・自動車及び部品企業の再編・合併の推進による規模拡大
- ・企業の技術開発・技術改造及び新エネルギー自動車とその部品開発のため今後3年間で中央政府が100億元を支出
- ・電気自動車と重要部品の産業化を推進するため、中央財政の資金補填により大中都市で電気自動車の使用を推進

- ・政府は企業の自社ブランドの開発を支持し、自動車・部品輸出基地建設を進め、自動車ローンを整備する

鉄鋼業（09年1月14日通過）

- ・鉄鋼製品の内需を拡大、輸出税政策を適時に実施する
- ・生産コントロールを厳格に実施、劣後設備を淘汰、単なる生産能力の拡大プロジェクトは認めない
- ・国際競争力を持つ大型及び特別に大きな鉄鋼集団をつくる
- ・技術改造と研究開発を推進し、中央予算に基本建設投資にプロジェクト資金項目を作る
- ・鉄鉱石の輸入秩序の整頓を図る

鉄鋼業界は4兆元の景気対策や家電下郷（家電製品を農村に、後述）・自動車下郷といった政策が小春日和をもたらしてくれるのではないかと期待している。

紡績産業（09年2月4日通過）

- ・新製品開発、農村市場の開拓などによる国内市場の拡大、産業用製品の開発
- ・高技術繊維の産業化
- ・東部沿海地区は高技術・高付加価値・省資源企業の立地とし、それ以外は中西部に移転、新疆に生産基地を作る
- ・増値税の還付を14%から15%に引き上げる

紡績業界は増値税の還付率の引き上げ効果は少ないと考えており、17%を希望している。

設備製造業（09年2月4日通過）

- ・技術設備の国産化を大規模に行う。クリーン発電設備、超高压送変電設備、高速鉄道、天然ガス液化輸送、鉄鋼・自動車生産設備など
- ・製品標準化体系の早急な整備
- ・再編合併の推進、産業振興・技術改造資金を供与

設備製造業について発展改革委員会（以下「発改委」）は08年1月に通知を出しており、その中で100万トンクラスの大型エチレン製造設備、100万キロワットの核電力設備、8万立方メートルクラス以上の液化天然ガス輸送船、海洋石油開発設備などを重要な研究・製造対象プロジェクトとしている。今回の景気後退の中で、一般設備製造に比べ専用設備製造業の落ち込みは小さい。

船舶工業（09年2月4日通過）

- ・老朽船の淘汰を行い、遠洋漁船・特殊船舶の積極的建造を進め、高技術・高付加価値船及び海洋工事設備などで国際シェアを高める。新型の海洋掘削プラットフォームの開発を行う
- ・再編合併の推進、今後3年間船台の拡張などを停止
- ・金融機関の輸出信用供与を支持、自国企業に対する遠洋船財政金融支援を2012年まで延長する

電子情報産業（09年2月18日通過）

- ・今後3年間、重要プロジェクト方式で技術突破を図る。
- ・中国系半導体メーカーによる市場の奪還、新型ディスプレイにおけるボトルネックの突破、第三世代移動通信産業の飛躍。

中共中央弁公庁・国務院弁公庁が出した国民経済と社会発展情報化11・5規画について、発改委の責任者がその内容の一部を明らかにした（中国政府新聞08年4月18日）。同規画によれば情報産業全体の目標は以下の通りである。

情報産業総収入	10兆元
付加価値生産	2.8兆元（GDP比10%以上）
年商500億元以上の企業数	10社以上
電子情報関連商品の総輸出に占める割合	35%前後

この数字は以前に出された情報産業11・5規画の2010年目標と同じであるにもかかわらず、再度、「国民経済と社会発展」との言葉を付して出してきたのは、中国が情報化を以前よりより広くとらえ直しているためとみられる。08年1月には部分情報処理のセキュリティ製品に関する強制認証実施に関する公告が出され、09年5月に実施されることになったし（日本経済新聞09年3月17日の報道によれば、強制認証の実施が延期されたという）、08年4月には金カード工程協調小組が国家金カード工程全国ICカード応用（2008—2013）発展規画を発表、多機能ICカード・RFID（電波による個体識別）にかかわる産業の発展と規格標準化を行うことを明らかにした。更に、10月に工業情報化部（以下「工信部」）は半導体研究・開発プロジェクト資金管理弁法を出し、中央財政予算を支出するので申請するよう企業などに求めた。また、09年2月に発改委はカラーテレビ産業についての戦略として、第8世代TFT液晶の生産技術の確立と産業化、8面取りプラズマディスプレイパネルの生産技術の確立と産業化、有機EL特にアクティブマトリックス有機ELの技術の確立及び産業化、また、これら産業化に必要な原材料と生産設備の生産を支援することを明確にした。なお、08年3月に韓国メーカーが開発した8面取りプラズマディスプレイパネルの工程技術が中国に違法に流出したとの報道が見られた（東亜日報08年3月6日）。

上記6産業以外に軽工業・石油化学の2つが09年2月19日に、非鉄金属・物流業が2月25日に国務院常務会議を通過している。08年12月の報道では9産業であったが、新たに物流業が加えられた。劉鉄男発改委副主任によれば物流業を加えたのは、この産業が9大産業と密接に関連するためというが（国務院新聞弁公室記者会見09年2月27日）、最大の理由は中国の物流コストがGDP比18.4%（2007年）と先進国の約倍に達しているためとみられる。発表された物流業の振興策は、2008—2015年全国現代物流業発展規画要綱（草案）を基礎に作られたという（第一財經09年2月24日）。10業種以外にエネルギー・不動産が出されるとの噂があったが、これはなさそうだ。

産業調整振興策の5つの特徴

これまでに出示された各種産業調整振興策を見るといくつかの特徴がある。①生産力分布の改善と先進的な生産能力の発展、②過剰生産能力を持つ産業における厳しい総量コントロール、劣後設備の一層の淘汰、③市場への参入条件の厳格化、④業界の再編合併による大企業集団の育成、それによる国際競争力の強化とブランドの確立、⑤技術改造・研究開発の加速・研究成果の産業化といったものである。

生産力分布の改善という点でみると、長江三角州の改革・開放と経済発展をさらに進めることに関する指導意見（08年9月）が出されており、この地域は2012年に全面小康社会の実現を目指すことになっている。また、珠江三角州地区改革発展規画要綱（09年1月）も公布された。発改委地区経済司によれば、その他の江蘇沿海地区・成渝経済区など多くの地域についての建議を提出するという（中国政府新聞08年11月19日）。また、発改委・商務部は09年1月に中西部地区外商投資優勢産業目録（2008年修正）を発表、中西部への産業移転促進を考え、対外開放分野を拡大した。広東省は省内後進地域に工業団地を作り労働集約型産業を移転させる。なお、外国からの投資プロジェクトについて、中国は経済の安全、産業分布の改善、公共の利益、独占の防止、合理的な資源の開発・利用などを考慮し、不正な動きを防止しなければならないと考えており、08年7月には外資プロジェクトの管理強化についての通知が発改委から出されている。中国の考える市場独占の防止とは電子情報産業調整振興規画が半導体市場について指摘しているように、外資系企業全体の市場シェアが高過ぎないこと、また、高い場合には中国企業が市場支配権を取り戻すことを含んでいるようだ。

劣後設備の淘汰は08年に入ってから発表されている。製紙・アルコール・グルタミン酸ソーダ・クエン酸（2月）、セメント（10月）と出されているが、発表は機構改革に伴い発改委から工信部へと変更された。参入条件については工信部からカーバイド・鉄合金・コークス（10月）、黄燐（12月）と改訂が発表され、参入条件は以前より厳しくなっている。これらの強化は重複建設の防止、資源の総合利用効率の向上、環境保護、生産の安全確保といった目的のためという。

業界の再編合併を中央企業数でみると、08年は9社減少し前年末の151社が142社になった。再編合併の中には①中国航空工業第一集団と同第二集団、中国商用飛行機公司を中国航空工業集団とする、②中国ネットワーク通信集団と中国聯合通信を合併し中国聯合ネットワーク通信集団とし、中国鉄通集団を中国移動通信集団の100%子会社とするなど電話・電信を3社に集約したものもある。国務院新聞弁公室の開く新聞記者会見（08年12月12日）で工信部の李毅中部長は中国移動のTD-SCDMA（中国の自主技術）、中国聯通のWADMA、中国電信のCDMA2000で4,000億元（3年間）の投資を行い、第3世代携帯の普及を図るという。国有資産監督管理委員会（以下「国資委」）が管轄する中央企業は2010年に80～100社に集約し、うち30～50社は国際競争力を持つ大企業集団とすることになっているため、これからの再編合併は08年の倍以上のペースと成る。もっとも、企業を合併してもすぐ

競争力が強化できるわけではない。08年の国有企業の経営・利益の動向を見ると、売り上げに比べ利益の落ち込みが激しく、この一因として財政部は管理コストの高さを上げている。再編合併によって、競争力を向上させるには、まだ多くの課題が残されている。

技術改造・研究開発の加速については、外国からの最新設備の導入や外国技術者の招聘など多様な方法が採用されるものとみられる。旧ソ連邦の崩壊の時、ソ連の技術者を雇用することによって開発を加速させた例にならい世界的な不況は中国の技術導入にとって有利とみている。なお、どのような技術分野を優先的に育成するかについては、08年に入り11・5期の重要産業技術開発プロジェクト規画（1月）、08年度の重大産業技術開発プロジェクト（1月）、国家知的財産権戦略要綱（国発18号、6月）といったものが出されているが、今後、「当面優先的に発展させる高技術産業化重点領域指南」を定期的に出すという。このときプロジェクト内容や進展状況も発表するとしているが、同指南の公表は各部門・地方の競争を煽る意図があるのかもしれない。

産業振興のための資金

①中央企業の親会社も株式会社化

08年12月の中央企業責任者会議で李榮融国資委主任は国の安全あるいは国の産業政策で外資の導入などを禁止している企業、民間資本が投資している企業を除き、その他の中央企業の親会社も逐次株式会社化すると発言した。上場する場合、国資委は直接上場企業の株式を保有する。08年に中央企業を対象に国有資本経営予算が開始されており、国資委の保有する株式に伴う利益はこの予算に繰り入れられる。08年11月末現在でこの予算の支出は以下の通りである。

支出総額	547.8 億元
中央企業への出資など	270.0 億元
中央企業の災害復旧	196.3 億元
中央企業の構造調整	81.5 億元

国資委規画発展局王曉齊局長によれば、国家の統一規画と協調のもとに一定の中国企業の海外投資制限を緩和、海外資源の開発利用を進めているという（21世紀網08年12月19日）。国資委は10社の企業を選定し、海外の重要資源の投資に対し投資企業への資本金注入・利子補填を行う。また、企業債の発行が増加している。08年第4四半期に45社で計1300億元が発行された。09年に入って発行申請50社強で1000億元というが、まだまだ増加しそうである。なお、08年10月の全人代常務委員会第5回会議で企業国有資産法が通過した（09年5月施行）。国有資産のうち経営性国有資産に限った法律としたため、07年12月に審議を開始して一年未満で立法化にこぎつけている。国有資産の流出が問題化したこともあり、国有資産に損害を与えてはならないなどの文言が多く、海外投資家への譲渡についても一条を設けている。

②財政からの利子補填など

工信部李部長は08年12月の國務院新聞弁公室の開催した記者会見において、技術改造

のために150億元の資金を出すと発言した。彼によればアジア金融危機の時に355億元の利子補填資金で4300億元の改造投資が発生、今回の150億元では3000～4000億元の技術改造効果が生まれるという。同月に発改委・科学技術部・財政部・人民銀行など9部委連合で出された自主创新成果の産業化を促進することに関する若干の意見を国务院弁公庁が転送した。これによれば中国の研究成果の産業化にはまだ問題が多く、その一つが資金難であると認め、情報・生物・新素材・海洋開発などの重点領域に対し資金援助を行うための具体的弁法を急いで出すこと、輸出税を含む税制優遇策を採用すること、また、各地方政府も財力に応じ重点領域に対し資金投入を継続的に増加させること、更に、金融機関に対しては国の産業政策・信用貸付政策に基づき協力するよう求めている。資金投入の方法としては、無償資金供与・利子補填・ベンチャー投資基金などがあり、4兆元の景気対策では自主创新・産業構造調整分野は当初1600億元が、3700億元に増額された。しかし、中央政府・地方政府・企業などがどのような割合で負担するのか不明である。

(4) 家電下乡（家電製品を農村に）政策

家電下乡実験工作の展開に関する通知に基づき07年12月から山東・河南・四川・青島の3省1市で実験が開始された。この実験が08年12月の中央経済工作会議の内需拡大策により08年12月から内蒙古・遼寧・大連など10省市に、09年2月から北京・上海・江蘇など残された省市に拡大されることになった。政策実施目的はきわめて多く、消費拡大・農民生活の改善・過剰生産能力の消化と関連産業の発展・省エネ汚染排出削減（対象商品に省エネなどの技術要件が決められているため）・農村流通網の整備である。しかし、当初家電下乡の対象商品とされた4品目の輸出比率は約5割と高く、目的の重点は過剰生産能力の消化と関連産業の発展といったところにあるようだ。実験は暫定4年間とされており、第1次開始の山東省などは2011年11月末までとなる。

対象商品 当初、カラーテレビ・冷蔵庫・洗濯機・携帯電話の4種類、09年1月にパソコン・給湯器・エアコンが加わった。

補助額 販売価格の13%を財政補助。中央財政が80%、地方財政が20%を負担。各商品に最高限度額がある。例えば、カラーテレビは2,000元を超えない。

流通方法 認可された製品型番号に商務部・財政部が制定した家電下乡製品標章を張り家電下乡指定販売店にて販売、農民は身分証または戸籍簿などで購入。

工作機関 家電下乡工作部隊聯席会議（議長は財政部部長）。この会議には関連部委以外に中国家用電器協会、中国視像行業協会、中国オートバイ協会、中国計算機協会、中国五金製品協会といった産業団体が加わっている。

家電下乡政策の効果について07年12月開始のケースでは08年11月末までの11カ月間で、350万台超、金額で50億元、前年同期比40%増（本来であれば10%増）だったという。この状況から見て政府は4年間で総販売数4.8億台、累計売り上げ9,200億元と推定している。但し、農民1人当たりの純収入は前年比で07年9.5%、08年8.0%と近5年のなか

で1位・2位の伸びである。09年は農産物価格の下落もあり、農業・農村・農民に対する政府投入が増えても純収入の伸びは前年を下回るとみられている。政府の期待通りの成果をあげられるかどうかは不明である。

なお、自動車産業調整振興計画により09年3月から12月まで農民の三輪車・1,300cc以下の乗用車の買い替えに対し補助金を出すことが決まった。これを中国では汽車下郷と言うが、細目が決まる前から北京・湖南で実験が始まっている(09年3月10日に自動車・オートバイの下郷の細目についての通知が出された)。企業が通常より値引きし、政府補助10%と農業信用社からの購入資金借り入れ付きという。また、農機具に対する補助を農機下郷と言う。これらすべての下郷政策に対する09年の中央財政投入は400億元である。

(5) 低迷する中小企業経営と支援策

中小企業は人民元高・労働コストの上昇・増値税の還付率の引き下げ・エネルギー原材料価格の高騰といったことから既に07年から苦しい経営を迫られていた。更に、08年4月の広州交易会で服飾関係の輸出成約が18.44億ドルと前年に比べ0.54%減となったことに見られるように、08年上期には企業倒産が増えるようになってきた。当時の紡績・服飾関連企業(規模以上の4万社強)の3分の2が利益ゼロで、平均の純利益率3%以下という。中小企業に対する貸出利率は基準金利より30~40%高く、時に80%も上回る。民間の私金融も月利4~6%で純利益率3%では手が出せない。発改委中小企業司(機構改革により工信部中小企業司)の統計で08年上期6.7万社の中小企業が倒産したというが、これも規模以上の企業であり、それ以下の企業の倒産動向は分からない。7月に入ると中央の指導者が輸出中心の5地域の調査に出かけ、また、浙江・江蘇などの各省の上期経済運行報告が紡績・服装、化学工業、機械、建材、冶金、電子、通信、印刷、電力などの窮状を伝えるようになった。広東省の1~9月の中小企業倒産・生産停止が7,148社、10月だけで同8,513社といった報道も見られるが、全国の倒産件数の正確な数字は工信部から発表されていない。

中小企業対策が打ち出されたのは6月からであり、その内容は以下の通り。但し、7月以降の輸出時の増値税の還付率引き上げなどは先述したので省く。

6月 個体工商戸・個人独資企業などの個人所得税の税前控除標準引き上げ

8月 個体工商戸管理費と地域取引市場(集貿市場)管理費の徴集停止(9月より)

中小企業信用担保体系建設工作に関する通知(工信部)

中小企業に金融サービスを提供する担保貸付機関の設立ないし既設機関の資本金充実を促すもの。広東・上海・浙江など各地で信用保証会社、少額貸出機関などの設立が行われる。

中央財政が中小企業支援のため35.1億元の資金を投入(前年比25%増)

これはこれまで実施してきた6つの対策への資金投入で、99年設立の科技型中小企業創新基金14億元(前年比27.3%増)、2000年設立の中小企業国際市

場開拓基金 12 億ドル（前年比 20%増）の 2 つが主である。

9 月 中小企業発展専項資金管理弁法（既存弁法の修正）

利用申請のためには財務管理制度が健全、正常に納税をし銀行の信用が良好であるなどの条件があり、苦しい中小企業にとっては役立つものではない。

10 月 中小企業の信用担保のため中央財政が 10 億元の資金を新たに拠出、これで 28 億元に。新規に出したのは中小企業向け信用担保機関の損失補填のため。

11 月 工信部の全国調査の結果、中小企業向け信用担保機関の経営は非常に悪く、10 億元から 16 億元に変更。

これで中央財政の中小企業支援は全 51.1 億元、内新規増額は 22 億元という。北京市で中小企業信用再担保会社が資本金 15 億元で設立された。省クラスの再担保機関の設立が行われているが、更に、国レベルの再担保機関設立が必要との提案が出されている。

このような中小企業対策を見てくると、高技術・高付加価値中小企業は沿海部に残るが、中西部に移転する資力のない労働集約型の企業は徐々に姿を消していくことになるのだろう。

2. 不動産市況と地方政府の開発

(1) 下落続く商品住宅価格

中国南部の深圳・広州の一般向け商品住宅価格は 07 年 10 月をピークに低下傾向にあったが、その後、下落傾向が浙江・上海、そして 08 年 5 月には遂に北京で商品住宅価格が平方メートル当たり 266 元下落してしまった。深圳市国土資源不動産管理局によれば、08 年 6 月の商品住宅価格はピーク比 36%の下落という（21 世紀経済報道 08 年 7 月 25 日）。08 年 11 月に公表された 4 兆元の景気対策には商品住宅を含む不動産市況に対する対策は含まれておらず、不動産市況の悪化は全国に広がり（9 月）、08 年 12 月には遅行指標である発改委発表の中国主要 70 都市の不動産販売価格が前年同月比でマイナスに転じた。このような不動産市況の悪化に対する対策は以下の通りである。

- ・住宅公積金（都市労働者の住宅資金積立制度）の貸出金利の引き下げ（9 月）
- ・商品住宅向け貸し出し利率の下限を 0.27%引き下げ（10 月）
- ・不動産取引税を 1%に引き下げ、印紙税・土地増値税を無税に（11 月）

04 年に不動産過熱から採用された政策はここで終了した

- ・地方政府が不動産関連の支援を拡大、上海・南京・杭州など 17 の地方政府（人民網 08 年 10 月 16 日）

地域により取引税を半減する、商品住宅購入者に 2 人分の都市常住戸籍を与えるなど対策は様々である。地方政府の権限で実施できるこのような政策に対し、中央政府は認めており、このため、これ以降支援策の採用地域はより拡大し、支援内容も大きなものとなった。その典型は 09 年 3 月に出された広東省の 15 項目の不動産市況支援

策である。公積金の貸出上限の引き上げ、貸出期間の30年への延長、香港・マカオ・台湾人の不動産購入制限の緩和などが含まれる。また同月、湖南省長沙市は4,000万円の不動産購入消費券を発行した（南方報業網09年3月18日）。市民は不動産購入時に1人あたり2万円の消費券をもらえる（発行3月17日から31日、有効期限は3月17日から4月15日）。

・銀行融資の総量規制中止（11月）

但し、この政策は4兆元の景気対策に伴い地方政府・企業の銀行借入れが増加することに伴うもので、不動産対策とは言えそうにない

・不動産市場の健康な発展を促進することに関する若干の意見を下達（12月）

これに基づき個人住宅の譲渡営業税が09年1月から1年間免除され、2軒目の住宅購入時の借入れ金利の上乗せもなくなった。不動産開発企業の都市不動産税・土地使用税が取り消された。また、高級な商品住宅以外の低価格中小商品住宅の建設に対し融資支援を行うこととなった。なお、同意見では不動産市場の安定感の責任は省政府にあり、下級の市・县政府に仕事に対する責任制を採用するよう求めている。

このように中央政府が商品住宅・商業用不動産対策に乗り出したのは08年12月からである。これは建設業の不振は建設材料を作る製造業の不振と建設業に従事する労働者の解雇につながるからである。建設業には農村部からでてきた労働者（農民工）の就業が多い。

なお、中国の都市住民の1人当たりの可処分所得と商品住宅価格を比較すると以下の通りである。

図表6 高過ぎる住宅価格

	1人あたり 可処分所得	07年12月m ² 当たり 平均売買契約価格	90m ² の住宅価格の 可処分所得倍率
北京	21,989元	14,470元	59.2倍
広州	22,469.22元	12,670元	50.7倍
杭州	21,689元	9,940元	41.2倍
上海	23,623元	10,292元	39.2倍

(出所) 第一財經08年12月11日

中国では商品住宅を購入後、内装は全て購入者が行わなければならない、これを価格に反映させなければならないが、3人家族として住宅価格は収入の15年分前後ということになる。

(2) 地方政府収入の低迷

中国城郊経済研究会の調査によれば、土地の収用・土地の用途変更に伴う収益の配分は

以下のとおりという（第一財経 08 年 11 月 19 日）。

政府	60～70%
村級自治組織	5～30%
農民	5～10%

また、08 年 6 月に公表された審計署の国有土地使用権譲渡金審計調査結果によれば、北京・天津・上海など 11 都市の 04 年から 06 年の 3 年間の国有土地使用権譲渡金の状況は以下の通りである。

土地譲渡金総額	3,566.19 億元
土地譲渡純収益	2,618.69 億元
土地譲渡純収益／一般予算収入	26%（但し、比率は増加傾向）
土地譲渡純収益の使用方法	
都市インフラ建設	2,108.24 億元
農業土地開発	56.86 億元
被収用農民社会保障	28.50 億元

中国の財政規定では土地譲渡収益は基金予算に区分され専用口座に入れなければならない、使用目的も限定されている。しかし、違反使用が 83.73 億元あり、その内訳は貸出・海外投資が 31.40 億元、不動産建設が 52.33 億元であった。更に、いくつかの都市では土地の補償資金 5.61 億元が支払われておらず、これに収用地農民に対する社会保障資金の流用を含めると 51.17 億元になる。徐匡迪元上海市長が上海市市長顧問会議において土地転売による財政を改革しなければならず、これを来年の会議の議題としたいと発言した翌年、市長職を急に罷免されたが、地方政府にとって不動産の不振は経済開発の低迷を意味するという構図は今もって変化していない。このため、先述のように地方税収の減免をしても市場回復を図らなければならなくなる。更に、中央政府にとっても 4 兆元の実効性を上げるためには地方政府投資分が不足なく支出されなければならないが、不動産市況の低迷、後述する農地転用の制限などから地方財政は厳しく、地方政府債の発行（第 3 節の財政を参照）ということになってしまった。

3. 急増する失業者

(1) 農民工の大量失業

08 年の第 44 半期から農村の出稼ぎ労働者（農民工）の大量失業についての報道が増加し始めた。そして、11 月には全農民工の約 10%、2,200 万人強が就業上の影響を受けているとの報道があり（中国経済新聞網 08 年 11 月 10 日）、その深刻さが徐々に明らかになり始めた。各種報道が出されるなか、国务院新聞弁の記者会見で（09 年 2 月 2 日）、陳錫文中央財経指導小組弁公室副主任・農村工作指導小組弁公室主任は農民工の失業者数を 2,000 万人と発言した。この推定根拠は以下の通りである。

・農業部の 150 村調査における村外就業労働者（以下「外出農民工」）調査結果

帰郷	38.5%	うち正常帰郷	60.4%
		失業帰郷	39.6%
帰郷せず	61.5%		

・この調査結果を受け、帰郷しなかった労働者にも失業帰郷率の約15.3%を適用
 外出農民工全体に同じ比率を適用したのは失業後、雇用されていた地域で職を探している
 農民工が少なからずいることを考慮したことによる。この記者会見以来、農民工失業者数
 2,000万人が定着したようだ。しかし、この数字には問題がある。07年末の農民工総数は
 外出農民工1.26億人、非外出農民工1.0億人の合計2.26億人いると考えられているから
 である。農民が同一地域内の企業に就業する例（非外出農民工）は各地で見られ、これら
 が約1.0億人と推定されている。非外出農民工の失業は外出農民工より低いと考えられる
 が、この人々の失業が全くないと思えるのは不自然である。更に、企業の倒産が増えると、
 その地域の商店・零細運送業者といった個人私営業者の倒産も増加することになる。この
 ようにして発生する失業者は2,000万人には含まれていない。

なお、人力資源社会保障部の尹蔚民部長によれば（09年3月10日人民大会堂記者会見）、
 農民工の状況は以下の通りという。

農民工総数	2.25億人
うち外出農民工	1.40億人
春節前帰郷外出農民工	全体の50%（7000万人）前後で、例年より10%多い
春節後に都市に戻った外出農民工	帰郷者の80%（5600万人）
うち就業	4500万人前後
失業状態	1100万人前後

報道は1100万人の失業を強調していたが、このような状況から見て、外出農民工の失
 業発生は戻った1100万人と戻らなかった1400万人をも加えた2500万人と考えた方が良
 く、従って、帰郷外出農民工の失業率は35.7%である。もし、前述の陳発言のように、こ
 の比率を帰郷しなかった外出農民工にも適用すると、外出農民工全体の失業者数だけで
 5000万人に達してしまう。

(2) 都市部の失業

08年末の都市部登記失業率は4.2%、09年の失業率コントロール目標は4.6%と発表さ
 れたが、この数字は社会科学院の「社会藍皮書」の示す失業率9.4%の2分の1以下の水
 準である。このことについて人力資源社会保障部は登記失業率には国有企業の政策性倒産
 に伴うリストラ労働者、隠性失業、農民工の失業者は含んでいないものの、05年以来7
 回の労働調査の結果、これらを含んでも通常1%程度加算されるにすぎないとしている。
 また、社会科学院調査は7,000人の抽出調査で、そのうちの失業者と経済活動人口の比率
 を失業率としているため基本的に差があるとも主張している。しかし人力資源社会保障部
 就業促進司の責任者の発言数字（中国労働保障報09年1月7日）などを再構成すると、

09年の都市部労働力需給は以下の通り厳しいものになる。

都市部新規就業可能人員	1,200万人
うち従業員の死亡等による減員の補充	300万人
労働力供給	2,800万人
うち国有企業の既存リストラ労働者	500万人
国有企業の新規リストラ労働者	100万人強
登記失業人員	800万人強
新規大学卒業者	610万人
08年未就業大学卒業者	100万人
中等職業学校卒業者	360万人
都市初中高等学校からの就業	280万人
軍人の転職	50万人

国有企業の政策性倒産に伴うリストラ労働者は完全失業者とは言えないものの、半失業状態にあり、また、政府が優先的に雇用を斡旋するため他の就業希望者を排除する可能性を持つ。この点については軍人の転職も同様である。大学卒業者の就業環境が極めて厳しく、政府は農村部での大学生の就業について政府の補助を出すとしている。なお、人力資源社会保障部は08年11月17日の通知で半年以上安定的に就業していた農民工が失業したとき、失業登記に含めるよう指示した。07年末の失業率にはこの失業者は含まれていないが、08年の失業率目標にこれを含むとすれば、目標率は極めて厳しい政策課題となる。このため、08年12月に人力資源社会保障部・財政部・国家税務総局は次のような通達を出した。

- ・従業員のリストラをしないよう経営困難な企業の社会保険料の段階的引き下げの実施
- ・経営困難な企業の社会保障費用支払いの一時的緩和、実施期間は09年で期間6カ月を超えない。但し、保険料の統一徴集地域内の社会保険基金の不足が発生しないこと、省政府の批准を受けること
- ・リストラしない又はリストラ人数を削減した企業に対し失業保険基金が補助金を出す。但し、09年で期間6カ月を超えない。

企業が人員を削減しないよう政府は対策に余念がないが、景気後退が長引くと社会保険基金が資金不足に陥る可能性がある。

(3) 就業のための訓練と創業

08年1月から就業促進法を施行しているが、下期になって創業により就業工作を促進させることに関する指導意見(9月)、創業投資誘導基金の設立・運営規範に関する指導意見(10月)を出した。これらにより創業した時の行政取費の減免、少額担保貸し付けの増加、中央財政からの利子補填、企業所得税の優遇を決めている。また、地方政府が就業専項資金・失業保険基金を使用し、再就業のための訓練を行うことも実施されている。もっとも、失業保険基金の残高は07年末979億元、08年9月末1,200億元、12月末1,000

億元と失業者の増加のために急減しており、この資金を多額に使用することは困難かもしれない。

農民工の失業が問題化するなか08年12月に農民工就業のための6条対策を発表した。農民工の職業訓練・教育の強化、農民工の帰郷創業と新農村建設への参加、農民工の帰郷時の土地請負権益の保障などが盛り込まれている。地方政府は通達以前から農民工の職業訓練や無利子貸し付けによる創業支援などに取り組んでおり、その状況が多数報道されている。土地請負権益の保護が対策の1つとして掲げられているのは、外出農民工が請負権益を持つ土地を村の自治組織が他に利用したり、他人に耕作を任せていたりすることが多く、このため失業帰郷により争が発生するからである。09年に中央政府は420億元の就業対策費を計上している。これは農村都市全体を対象とするものである。

都市の就業環境が苦しいなか、失業帰郷者が再度外出農民工として就業できる可能性は低いとみられている。また、現在の政府の対策は輸血のようなものであり、本格的な失業帰郷者対策が必要との報道も見られる。なお、公安部は09年2月に北京で全国3,000の県クラスの公安局長を集め訓練を開いた（中国政府新聞09年2月18日）。

4. 農業と食の安全

(1) 農村改革と土地管理制度

08年10月に開催された中国共産党17期中央委員会第3回全体会議（以下「3中全会」）は農村改革推進のための若干の重要問題に関する決定を採択した。この決定は08年3月に起草を開始、8月に意見徴集稿を出し、487カ所の多くの修正、更に政治局常務会議で討論のうえ出されている。この決定は次の6つの目標を掲げた。①都市と農村を一体として発展させる制度をつくる、②国家の食糧の安全と主要農産物供給の保障、③農民の1人当たり収入を08年比で倍増し、絶対的貧困をなくす、④農村組織・農村自治制度の整備、農民の民主的権利の保障、⑤都市・農村の基本的公共サービスの均等化の推進、⑥資源節約・環境にやさしい農業生産体系の基本的形成。そして、同決定はこれら目標達成のために農村における基本的な経営制度、土地管理制度、農業支援保護制度、農村金融制度、都市・農村一体化発展のための制度、農村の民主的管理制度の整備が必要であるとしている。

更に、中発一号文献（08年12月31日）は農民の安定的発展・持続的農民収入の増加のための短期対策を打ち出した。

- ・農村インフラ・社会事業への財政投入の増加
- ・食糧生産農民への直接補填、農機具の購入資金補填などの増額
- ・農村金融サービスの強化
- ・農産品主産地への資源投入、大規模営農・生産基地建設の推進、農民専門合作社・農業企業の発展支援、農産物市場の整備
- ・農地基盤整備事業の推進、農業機械化の推進、農業技術開発への資金投入拡大
- ・厳格な耕地保護制度・用地節約制度の実施

- ・ 郷村債務の解決、2010年迄に農村義務教育債務を解決
- ・ 農村公共サービス、農村合作医療制度などの充実
- ・ 農村流通網の整備、農村市場の積極的拡大、家電下郷の推進
- ・ 農村労働力の就業拡大

中国農業を生産性の高い大規模営農を中心にし、そのためには多くの小規模農家を離農させてゆかなければならないという政府の大方針に変化は見られないものの、①失業帰郷者を多く抱えているなどの問題があるため財政投入の大幅拡大を打ち出していること、②見過ごすことができなくなってきた郷村債務問題にふれていること、③3中全決定と同様に厳格な耕地保護制度・用地節約制度の実施を謳っているのが目立つ。農村義務教育債務とは義務教育のための費用負担の削減指示に伴い下級政府の資金不足が発生、不足分を農民や外出農民工・郷鎮企業などから借り入れ不良債権化したものである。内蒙古・江蘇・四川・貴州など6省で146億元に達していた（財政新聞08年8月6日）。政府は生産基地建設の推進を進めており、生産基地及びこれに付随して作られる農業企業に中央の有償資金が使用される。しかし、これら有償資金の一部も不良化債権化しているため、この不良債権の処理や、今後の貸し付け条件、例えば、07年の資産に対する負債比率が60%以下であること、銀行の信用格付けがA級以上であることなどの条件を明記した通達が出されている。なお、三農（農業・農村・農民）向けの中央財政支出は、08年5955.5億円で前年比37.9%増、09年予算は7161.4億円で前年比20.2%の伸びという。

耕地保護は国家の食糧安全とも関連する問題で、3中全会決定の採択前に多くの意見が出された部分でもある。中国の土地管理・耕地保護に関する改革開放後の動きは以下の通りである。

- 1986年 土地管理法、同時に国家土地管理局成立
- 1988年 修正憲法で土地の所有権・使用权の分離を認める
- 1989年 基本農田保護条例
- 1990年 都市国有土地使用权譲渡・売却暫定条例
- 1993年 1986-2000年全国土地利用総体規畫要綱
- 1995年 都市不動産管理法
- 1997年 土地管理を更に強化し耕地を保護することに関する通知
1997-2010年全国土地利用総体規畫要綱
- 2001年 国有土地資産管理の強化に関する通知
- 2004年 改革を深化し土地管理を厳格に行うことに関する決定
- 2006年 土地コントロール強化に関する通知
- 2007年 物権法実施

以上見るように耕地保護は常に叫ばれてきたが、土地使用权の確立と使用权の譲渡・売却の制度の整備、地方の都市建設・経済発展の要請のもとで耕地の減少が続いているのがこの20年間の歴史であった。土地利用総体規畫の修正案が09年8月に国务院常務会議を通

過したが、この時の耕地面積の将来目標は2010年18.18億ムー、2020年18.05億ムーであった。そして、11月に国家食糧中長期規画要綱（2008-2020）が出され、そこでの主要目標は図表7の通りである。2010年・2020年の耕地目標は土地利用総体規画に比べ2010年で0.18億ムーの減少を許容しているものの、その後の耕地の減少を一切認めない。10・5期の耕地面積の減少は1.2億ムー、年率0.24億ムーであった。08年の耕地面積の減少は不動産動向から見て小幅にとどまっているとみられるが、4兆元の景気対策に伴う鉄道などのインフラ建設用地需要を考えると、08年11月に出された中長期規画は、耕地面積の減少余地が極めて少ないことを示している。08年10月の3中全会で採択された農村改革推進のための決定は農民が集団所有地内において持つ農地使用権（請負経営権）の貸出・交換・譲渡・株式合作形式での流動化を認めた。これは農地の非農地への転換というよりも、分散した農地の集約化や大規模営農の推進といった目的のためと考えられる。成都に農業産権取引所が、重慶に農村土地流転サービス管理センターが作られたが、この2つとも農地の非農地への転換を目的としたものではない。

前述のように地方政府の財政は土地譲渡金収入に依存しているが、耕地面積の減少余地からみて、この現状からの脱却を急がなければならない。そのためには不動産税制（中国では物業税）の改革が必要である。

図表7 耕地及び食料生産計画

	単位	2007	2010	2020	指標属性
耕地面積	億ムー	18.26	≥18.0	≥18.0	約束性
食料栽培面積	同	15.86	15.8	15.8	約束性
内穀物	同	12.88	12.7	12.6	予測
食料総合生産能力	万トン	50160	≥50000	≥54000	約束性
内穀物	同	45630	≥45000	>47500	予測
肉類総生産量	万トン	6800	7140	7800	予測
牛乳生産量	同	3509	4410	6700	予測
自給率	%	98	≥95	≥95	予測
内穀物	同	106	100	100	予測

(出所) 国家食料安全中長期規画要綱（2008-2020年）

(注) 1ムーは6.667アール

(2) 食の安全

粉ミルク汚染事件

メラミンによる粉ミルク汚染問題は、08年9月8日に甘粛省蘭州市の医師が同じ会社

の粉ミルクを使用していた乳児に腎臓結石が多発していることを公表したことで大問題化した。衛生部は08年11月末現在、粉ミルクによる異常が認められた患者数は全国29万人強に達すると発表している（中国政府新聞08年12月2日）。発改委は08年3月に乳製品加工業への参入条件を出し、4月には乳製品が国民生活の必需食品となってきたとして、乳製品工業に関する産業政策を發布、発布日をもって実施に移した。それにもかかわらず検査によれば、多くの企業の製品にメラミンが混入していることが分かったことになる。

今回の粉ミルク汚染事件は、①何故、農民がメラミンを混入したのか、②より早期に見えなかったのか、の2点に問題があろう。発改委は08年1月15日に発改委令で一部の重要商品・サービス価格に対し臨時価格介入処置を行うことにした。インフレ対策のために出されたこの通達には乳製品が含まれていたため、乳製品加工企業は乳製品の価格を引き下げざるを得ず、原材料の調達コスト削減に動いた。農家にとっては飼料代が国際価格に連動し上昇していることもあり、経営維持のために原料乳を水増しし、乳製品加工企業の品質検査をすり抜けるためメラミンを混入した。08年3月に発改委と農業部は乳牛標準化規模養殖場（200頭以上の乳牛飼育場）の育成計画を打ち出している。北京・河北・内蒙古など8省市の発改委・農業庁に対して出されたもので、人畜分離・封鎖管理の200頭以上の飼育場を作り、乳製品企業との密接な連携を作ること、200～499頭の飼育は年50万円の補助、1,000頭以上では年150万円の補助を与えるとした。小規模営農が多いなかで価格支配力が強い乳製品加工企業に価格統制を指示した場合、その影響が農家に波及することは当然のことであるにもかかわらず、政府は大規模営農・農業企業の育成を目指していた。事件発覚後の対応をみると、08年9月財政部は原料乳購入のために乳製品加工企業に対する利子補助を決めた。10～12月分の借り入れについて3.105%の補助を行う。一方、農業部は乳牛飼育農家の合法的利益の保護のための緊急通知を出した。これにより北京・河北・内蒙古などでは地方政府が農家に対する補助を実施した。更に、農業部は10月にも乳牛飼育農家への臨時財政補助3億元を出している。農業部の通達に見られる乳牛飼育農家の合法的利益とは何か、合法的利益を損なったのは誰か、何も明らかにされていない。

国家質量監督検査検疫総局（以下「質検総局」）は07年にアメリカで発生した中国産原料を使用のペットフードへのメラミン混入事件の後、中国の粉ミルク・液状ミルクを含む12種800品目の検査を実施、問題がなかったという。また、食品企業に対する国家または省クラスの監督部門は質量検査に3回以上連続して合格すれば3年間検査免除とし、最初に問題となった河北省石家荘市の企業（三鹿集団）は03年に検査免除資格を取り、更に、06年再度検査免除資格を得ているという（中国政府新聞08年9月18日）。三鹿集団の裁判で明らかになったことは、企業の技術責任者は08年3月に問題点を上司に報告、その後、多くの検査部門で検査したが合格したので企業のトップには報告しなかった。6月に腎臓結石の病例報告あったが企業は対応せず、7月に入り河北省の輸出入検査検疫局の技術センターで検査、企業は8月1日に報告を受けメラミンが含まれていることを知ったという

(第一財經09年1月05日)。粉ミルク汚染事件の最中に質検総局李長江局長は引責辞任し、石家荘市市長は罷免された(中国経済時報08年12月22日)。石家荘市は日本で発生した冷凍餃子食中毒事件の製造工場(天洋食品)の立地していた所でもある。餃子事件について中国は、08年7月に日本政府に対し中国でも6月に餃子による中毒症状の発生があったことを伝え、その後、8月には質検総局食品生産監督管理局長が死去、更に、09年1月の春節時に新華社が天洋食品の回収餃子で食中毒が発生したと報じた(英語版のみで09年1月24日)。回収餃子が流通したのは河北省の国有資産監督管理委員会の指示によるもので、冷凍餃子の包装は日本側が事件発覚前に新しい包装に変えるべく発注したものの未使用となっていたものが使用されていた。

なお、三鹿集団は08年12月に正式に破産したが、破産前に三鹿集団傘下の子会社は分離され営業を再開しているという。その手続きについては中国で興味を持って報じられている。

食品安全法

08年4月に全人代常務委員会弁公庁から食品安全法(草案)の意見徴集通知が出された。各種意見を徴集し審議が行われたが、粉ミルク汚染事件に伴い多くの修正を余儀なくされている。第3回・第4回の審議における主な決定は以下の通りである。

- ・ 国務院に食品安全委員会を置く、その職責は国務院が定める
 - ・ 保健食品と食品広告の監督を強化する。どのような部門も食品の推薦をしてはならない
 - ・ 県級以上の地方政府の各関連部門が食品安全の全てについての監督管理を行う
 - ・ 問題がある食品については県級以上の質量監督部門・工商行政部門が命令により回収あるいは生産停止することができる
 - ・ 農業投入材の安全使用制度を作る。県級以上の農業部門が食用農産物の監督を行う
 - ・ 民事賠償責任が行政処罰に優先する
 - ・ 生産経営者は食品安全の全過程の監督管理体制を作り、その責任を負う
 - ・ 食品工業に課せられた企業負担(食品工業には多くの行政費用徴収項目がある)を減らす
- 食品安全法は09年2月末に全人代常務委員会を通過、主席令として公布(09年6月施行)される。今回の新たな組織を含め食品分野の監督管理は以下のようになる。

国務院	食品安全委員会
衛生部	食品安全の総合協調、食品安全の総合監督責任、食品安全の重大事故の調査処理
農業部	農産品生産段階の監督管理
質検総局	食品生産加工段階と輸出入食品の安全性監督管理
工商行政総局	食品流通段階の監督管理
食品薬品監督管理局	飲食業など消費段階の食糧安全監督管理